## 令和5年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(国土交通省 国土政策局 地方振興課半島振興室)

	項目	名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延   長
	税	目	所得税、法人税
- 1		l	

## 【要望】

半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した地区における法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置にあっては普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%)について、適用期限を2年間(令和7年3月31日まで)延長する。

## 【現行制度】

1.製造業・旅館業

(1)対象

資本金5,000万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の 取得等

資本金5,000万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新 増設に係る取得等

(2)取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限 値以上である場合

資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上

2.農林水産物等販売業・情報サービス業等

(1)対象

資本金5,000万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の 取得等

資本金5,000万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新 増設に係る取得等

(2)取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合

## 【関係条文】

・半島振興法第9条の2、第16条

(所得税)租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第2号 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第2号、第15項第2号、 第20項、第21項及び第26項

租税特別措置法施行規則第5条の13第7項、第9項及び第10項

望

(0)

要

内

容

		租; 第2		条の 9 第15項第 2 号	
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1)政策目的  半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の地理的条件不利性を抱え、社会減による人口減少と高齢化の進展が全国平均を上回り、就業者も減少している状況にある。これらの課題に対応し、雇用機会を拡大し、ひいては定住を促進するため、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を図る。 (2)施策の必要性  半島地域においては、地理的条件不利性により人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保を図り、若年層の人口流出の抑制や地域経済の活性化が必要である。このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域における就業者数の業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等販売業、また、新たに立地する可能性がある情報サービス業等について、市場が求めるニーズに対応できるよう設備投資が円滑に行われるようにする必要がある。これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。			
今回(	回 の 要 望	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策目標 7 都市再生施策目標 25 都市再生業績指標 79 半島地域去5ヶ年平均との比	・地域再生を推進す	
回の要望(租税		政 策 の 達成目標	半島地域における社会は 1.00未満とする。(たた きは1.00超)(毎年度)		
(租税特別措置) [	I 理 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間(令和5年4月1	日~令和7年3月31	日)
に関連する事項		• =	半島地域における社会は 1.00未満とする。(たた きは1.00超)(毎年度)		
項		政策目標の 達 成 状 況	令和3年度の半島地域に 均との比は、0.76となっ		□係る過去 5 ヶ年平

г		
有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	令和4年度172件 令和5年度163件 令和6年度156件 令和4年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出したもの、令和5年度及び令和6年度分は令和4年度分の数値を基に算出した推計値。
性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置を毎年活用することにより、最新の設備の導入、 新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模 の新規雇用を実現している事業所が複数ある等、投資促進及び 雇用創出の両面から有効であると考えられる。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補塡措置:事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・半島振興法第17条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が 適用される場合等を定める省令
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	半島振興広域連携促進事業 67 百万円 都市・地域づくり推進調査費 18 百万円 (令和 5 年度概算要求額)
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。 これに対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待される。
	要望の措置の 妥 当 性	本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定 した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農 林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているもので あり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致す

		るものである。			
		さらに、民間投資を刺激するのみならず、雇用の創出効果も			
		期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。			
		半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行し			
		ており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地			
		域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。   まれた歌まえるようと見地域の表質はが符号した音楽振興保護			
		│これを踏まえると、半島地域の市町村が策定した産業振興促進 │計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展			
		前回に奉うさ、民間事業者による投資促進を通じた内先的先展   を実現することが必要である。			
		(単位:(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)			
		適用件数適用額減収額			
		令和元年 204 (150 ) 1,748 (1,529 ) 406 (355 )			
		令和 2 年 171 (162 ) 1,721 (1,816 ) 399 (451 )			
	租税特別	令和 3 年   185 (161)   1,815 (2,041)   421 (473)			
	措置の	【出典】関係道府県に聞き取った結果をもとに算出。			
	適用実績	( ) 内は前回要望時の見込値   (前回要望との乖離の理由)			
		(前回安全との追離の達由)   前回要望時の聞き取り調査では税制特例適用の意向がなかっ			
		前回安皇時の間と取り調査では祝問特例週末の息間がながり   たが、後日適用に至った案件が確認されたため。ただし適用額			
16   ま		減少は、より実態に近づけるために計算に使用する適用耐用年			
で		数を細分化したことによる。			
これまでの租税特別措置		半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却 租税特別措置法の条項			
別   措		租税特別措置法第 45 条			
置		適用件数			
の適	法に基づく	平成 30 年度:82 件			
用用	適用実態	令和元年度 : 72 件			
実	調査結果	令和 2 年度 :73 件			
<b>利</b>		適用総額			
効		平成 30 年度:725 百万円 令和元年度 :547 百万円			
果		令和 2 年度 :688 百万円			
関		マガルと 十万 ・000 日月日			
週用実績と効果に関連する事項	10174 # = 01 + # = 0	木性例世署什半自拒御にもいて素亜レーでいて光紙に係っtn			
る重	租税特別措   置の適用に	本特例措置は半島振興において重要としている業種に係る設 備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置を			
項	よる効果	備投資を促進できるよう指置されたものである。 本特例指置を   毎年活用して最新の製造設備を導入することで、数十人規模の			
	(手段として	毎年10月00日最新の表色改備を与バッることで、数十八烷候の   新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創			
	の有効性)	出の両面から有効であると考えられる。			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自立的発展に			
		寄与する有効性を有していると考えられる。			
	   前回要望時	│ │半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を│			
	の達成目標	1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であると			
		きは1.00超) (毎年度)			
L	<u> </u>				

から 度及 に達	の達成 び目標 してい 場合の	から30代の子育て世帯等の転入などもみられた結果、社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は0.76であばは達成してはいるものの、全体として社会減であるらず、また、年度ごとに上下しているため今後も予い状態である。
これまで 要 望 経 A	1 1 1 1 1 1 2	適用期限の2年間延長 適用期限の2年間延長 適用期間の2年間延長 (適用期間の1年間延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 適用期限の2年間延長 適用期限の2年間延長(2,300万円超) 時別償却率引下げ(機械等 14/100 13/100) 適用期限の2年間延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 適用期限の2年間延長(機械等 12/100 11/100) 適用期限の2年間延長(機械等 11/100 10/100) 施館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎 地域に類する地区:建物等 7/100) 適用期限の2年間延長 (旅館業:建物等 7/100 6/100 2,000万円超) 適用期限の2年間延長 (旅館業:建物等 7/100 6/100 2,000万円超) 適用期限の2年間延長 (旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 期増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超 500万円以上) 適用期限の2年間延長 適用期限の2年間延長 適用期限の2年間延長